

# 奥抜労務経営事務所

〈労働保険事務組合群馬県経営振興協会・一人親方群馬総建組合〉

## 最低賃金とは？

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

## 最低賃金の種類は？

最低賃金には、各都道府県に1つずつ定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。「特定（産業別）最低賃金」は、関係労使が基幹的労働者を対象として、「地域別最低賃金」よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されています。

## 適用される対象者は？

地域別最低賃金は、パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、セーフティネットとして各都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

## 派遣労働者の最低賃金は？

派遣労働者には、派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の最低賃金が適用されますので、派遣会社の使用者と派遣される労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

例えば、A県に在住の派遣労働者が、B府の派遣会社からC県にあるオフィスに派遣されて働いている場合には、派遣先の事業場の所在地であるC県の最低賃金が適用されます。

## 対象となる賃金は？

労働者に支払われる賃金のうち、最低賃金の対象となるのは毎月支払われる基本的な賃金です。残業代やボーナスは含まれませんので、注意が必要です。

最低賃金を計算する場合には、実際に支払われる賃金から以下の賃金を除外したものが対象となります。

### <最低賃金の対象とならない賃金>

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (3) 時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金など
- (4) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

## 2024年度地域別最低賃金の改定状況

群馬県の最低賃金は時間額935円から985円に！

都道府県名	最低賃金時間額 (括弧内は2023年)	発効年月日 2024年	都道府県名	最低賃金時間額 (括弧内は2023年)	発効年月日 2024年
北海道	1010 (960) 円	10.1	滋賀	1017 (967) 円	10.1
青森	953 (898)	10.5	京都	1058 (1008)	10.1
岩手	952 (893)	10.27	大阪	1114 (1064)	10.1
宮城	973 (923)	10.1	兵庫	1052 (1001)	10.1
秋田	951 (897)	10.1	奈良	986 (936)	10.1
山形	955 (900)	10.19	和歌山	980 (929)	10.1
福島	955 (900)	10.5	鳥取	957 (900)	10.5
茨城	1005 (953)	10.1	島根	962 (904)	10.12
栃木	1004 (954)	10.1	岡山	982 (932)	10.2
群馬	985 (935)	10.4	広島	1020 (970)	10.1
埼玉	1078 (1028)	10.1	山口	979 (928)	10.1
千葉	1076 (1026)	10.1	徳島	980 (896)	11.1
東京	1163 (1113)	10.1	香川	970 (918)	10.2
神奈川	1162 (1112)	10.1	愛媛	956 (897)	10.13
新潟	985 (931)	10.1	高知	952 (897)	10.9
富山	998 (948)	10.1	福岡	992 (941)	10.5
石川	984 (933)	10.5	佐賀	956 (900)	10.17
福井	984 (931)	10.5	長崎	953 (898)	10.12
山梨	988 (938)	10.1	熊本	952 (898)	10.5
長野	998 (948)	10.1	大分	954 (899)	10.5
岐阜	1001 (950)	10.1	宮崎	952 (897)	10.5
静岡	1034 (984)	10.1	鹿児島	953 (897)	10.5
愛知	1077 (1027)	10.1	沖縄	952 (896)	10.9
三重	1023 (973)	10.1	全国平均	1055 (1004)	